

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-10)

別紙1

施策名	目標3-4 土壌環境の保全		担当部局名	土壌環境課 環境管理技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	小森 繁(総務課長) 平澤 崇裕(環境管理技術 室長) 長坂 雄一(大気環境課 長) 山崎 寿之(国際協力推進 室長)
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>		政策体系上の 位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。		目標設定の 考え方・根拠	土壌汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和2年9月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 土壌汚染対策法第6条に 規定する要措置区域にお ける措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区 域数/要措置区域数)	100	—	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。			
2 ダイオキシン類土壌汚染 対策地域の対策完了率 (%)	100	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年度 行政事業レビュー 事業番号
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度			
(1) 土壌汚染対策費 (平成28年度)	291 (266)	314 (286)	315 (283)	298	1,2	<p>&lt;達成手段の概要&gt;</p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施する。</li> <li>・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。</li> <li>・土壌汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を推進する。</li> </ul> <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助する。</li> <li>・民有地等における自主的な調査・対策の手引きを作成・公表の上、当該手引きの運用の状況等のフォローアップ調査を行う。</li> </ul> <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全についての観点から、土壌汚染の生活環境や生態系への影響に関する事例の収集、評価手法に関する検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;達成手段の目標&gt;</p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・政令市に対し調査票を発送・回収し、調査結果の解析を実施することで、土壌汚染対策法の施行状況等を把握する。</li> <li>・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び技術を有する者である技術管理者を確保する。</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る技術的事項について検討を実施し、検討結果をとりまとめる。</li> </ul> <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を実施することにより、対策の推進を図る。</li> <li>・民有地等における自主的な調査・対策の手引きを作成・公表の上、当該手引きの運用の状況等のフォローアップ調査を行う。</li> </ul> <p>③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系への影響を把握するための評価手法、評価に係る課題について情報の収集・整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;</p> <p>①市街地土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するとともに、土壌汚染対策法が適正かつ円滑に施行されるよう、マニュアル類を充実させるとともに、幅広い主体に対する普及・啓発を行うことで、要措置区域における措置の確実な実施を推進し、土壌環境の保全に寄与する。</li> </ul> <p>②ダイオキシン類土壌汚染対策費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。また、自主的な調査・対策の手引きを作成・公表することで、民有地におけるダイオキシン類による土壌汚染に関する適切な調査・対策の推進に寄与する。</li> </ul>	139

<p>環境測定等に関する調査費 (2) (昭和50年度) (再掲(31-⑦)、31-⑨))</p>	-	-	-	-	1,2	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・環境測定分析に従事する諸機関が、均一に調整された環境試料を指定された方法又は任意の方法により分析することによって得られる結果と前処理条件、測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等の調査を行う。          &lt;達成手段の目標&gt;          ・全国の分析機関におけるデータのばらつきの程度に関する実態を把握する。          ・分析機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、環境測定分析技術の一層の向上を図る。          ・各分析法についての得失を検討して、分析手法、分析技術の改善を図る。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・環境測定分析の精度の向上を図り、環境測定データの信頼性を確保することにより、正確な土壌環境の測定が可能となり効果的な施策を講ずることにより、土壌環境の保全に資する。</p>	115 (事業終了)
<p>施策の予算額・執行額</p>	291 (266)	314 (286)	315 (283)	298	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理、第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 及び 第6節包括的な化学物質対策に関する取組</p>	